

第7章 計画推進に向けて

本計画を実現していくにあたっては、町、国・県などの関係機関はもとより、町民・企業の緑化に対する意識を高め、町民・企業とともに積極的に緑化に取り組むことが重要である。

このような観点から、町民・企業・行政の効果的なパートナーシップを実現するための体制の整備、積極的な人材の育成と活用、制度の充実などに取り組む。

(1) 推進体制の整備

本計画に関わる関係部局や関連機関との横のつながりを確保するために、庁内に連絡会など、計画推進を円滑にする庁内体制を充実する。

また、町民・企業・行政の効果的なパートナーシップを実現するためには、関係者間で情報を共有していくことと、計画から事業化までのプロセスに協働で取り組んでいくことが非常に重要である。

そこで、町民への一方的な情報提供にとどまることなく、町民からの声を積極的に受け入れ、町民とともに活発な議論を重ねながら、町民・企業とともに計画推進が図られるよう、緑化推進に関わる町民、地元組織、各種団体、専門家などを交えた連絡協議会を整備し、後述する制度の充実、実施プログラムの策定などに取り組んでいく。

(2) 人材の育成と活用

上記に掲げた連絡協議会などを通じて、町内外の住民・企業に共感を与えるような機会や仕掛けづくりに取り組み、町の緑化に力となってもらえるような人材育成、人材確保に配慮していくこととする。

そして、こうした人材のネットワーク化を図り、知恵やマンパワーを町の緑化事業、町民・民間の活動に有効に活用していく。

(3) 制度の充実

いわゆる景観緑三法の施行により、緑化に関わる国の制度が大きく変更された。こうした様々な国の制度の活用の可能性について、調査・研究を進めることが必要である。

こうした調査・研究を重ねながら、町の緑化に関する条例の制定や要綱などの充実に取り組む。さらには町民や企業が主体的に緑化に取り組もうとする意欲を喚起させるための制度や、具体的な活動に対する助成制度などを充実していくことが期待される。

(4) 実施プログラムの策定

本計画の策定にあたっては、具体的な事業内容を提示することが可能なもの、今後、より具体的な計画とするため検討を深めていくべきものまで、幅広い緑化施策を盛り込んでいるため、より詳細な実施プログラムを策定し計画的な事業推進にあたる。

また、第6章でもふれたように、事業実施にあたっては、地権者との協議など時間が確定できない部分や、整備条件の変化など多くの不確定要因が存在することから、計画内容の点検・評価などを適宜行いながら、柔軟に対応していくことが求められる。